

1) 行政措置インフルエンザ予防接種

- ・接種対象者：神戸市に住民登録のある生後6ヶ月～64歳の者
※生後6ヶ月～1歳未満の小児は有効性が明確化されていないため神戸市としては積極的に接種勧奨していない
- ・接種時期： 平成30年10月15日 ～ 平成31年1月31日
出来るだけ11月から12月中旬までに接種するのが望ましい
- ・接種回数：6ヶ月以上13歳未満の小児は2回の皮下接種（2～4週間隔）
13歳以上の小児・成人は、1回の皮下接種（医師の判断で2回してもよいが、ワクチン供給量の問題で1回接種が望ましい）
2回接種は下記の間隔で行う
 - 6ヶ月以上13歳未満：2～4週間隔（3～4週間隔が望ましい）
 - 13歳以上：1～4週間隔（3週～4週間隔が望ましい）
- ・接種量：

6ヶ月～3歳未満	0.25ml
3歳以上	0.5ml
- ・接種費用： 各医療機関が定める接種料金（統一料金はありません）
詳細は各医療機関にお尋ね下さい
- ・神戸市小児インフルエンザ予防接種独自助成について
対象者： 神戸市に住民登録のある満1歳～13歳未満の小児
助成額： 1,360円 実施期間中の1回目の接種に限る